

社会福祉法人なごみ会 奨学金制度運用規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人なごみ会(以下「法人」という。)が、法人の理念を理解し、法人の経営する施設等での就職を希望する後継者を育成し、もって地域福祉の維持・向上を図るために奨学金制度を定める。

(貸与の対象)

第2条 奨学金の貸与を受けることのできる者(以下「奨学生」という。)は、法人の介護職に必要な知識・技能・態度を習得するための学校に在学中または、入学が決定した者であって、次の各号いずれの要件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格を取得できる者
 - (2) 卒業後に、法人の常勤職員として交代勤務(夜勤含む)ができる者
- 2 奨学生は、原則として他の同種の奨学金の貸与を受けていない者に限る。
- 3 前項に定める「同種の奨学金」とは、将来、奨学生の貸与主体に奨学生が職員として勤務する意思があることを主たる条件とする奨学制度をいう。

(奨学生の義務)

第3条 奨学生は以下の義務を負うものとする。

- (1) 法人の理念を理解するとともに、資格取得を目標に勉学に励むこと
- (2) 常に居住及び連絡先を明らかにし、変更があった場合は速やかに届け出ること
- (3) 法人より就学状況の報告を求められた場合には、これに答えること

(申請の手続)

第4条 本規程により奨学金を希望する者は、次の関係書類を一括して当法人本部に提出の上、面接を受けるものとする。

- (1) 奨学金申請書(様式1)
- (2) 振込口座届(奨学生名義の口座に限る)(様式2)
- (3) 履歴書
- (4) 住民票
- (5) 入学及び在学証明書
- (6) 成績証明書(未就学の者は高等学校長が作成する調査書)
- (7) その他、当法人が必要と認めたもの

(審査と承認)

第5条 本規程の審査と承認手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 法人本部職員を起案者とし、定められた関係文書を理事長に提出する。
- (2) 理事長は奨学金規程の適用要件にそって審査し、承認または不承認を決定する。
- (3) 審査結果の通知は、奨学金貸与決定通知書(様式3)にて、すみやかに本人に通知する。

(契約)

第6条 契約した場合は、当法人と奨学生との間で奨学金貸借契約を締結し、契約書(様式4)を作成する。

(貸与額と支払い)

第7条 奨学金の貸与額と支払いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与額 入学時 10 万円、在学中月額 5 万円
- (2) 支払い 契約締結後、入学時貸与額は入学式が行われる月の前月末までに、在学中月額は、当該月の 25 日までに振込口座届に記載の奨学生名義の口座に法人より支払う。

(3) 利息 なし

(保証人)

第8条 奨学生は、一定の職業を持ち、かつ、独立した生計を有している者 2 名を保証人として立てなければならない。

2 保証人は、奨学生と連帯して責務を負うものとする。

(奨学生の辞退)

第9条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退願(様式5)を理事長に提出しなければならない。

(返済)

第10条 奨学金の返済は、次のとおりとする。

(1) 当法人に採用された後、下記の年数を勤務(以下「従事必要期間」という。)した場合には奨学金の返済を全額免除する。

- ① 2年間奨学金の貸与を受けた者・・・3年間(36月)勤務した場合
- ② 3年間奨学金の貸与を受けた者・・・4年間(48月)勤務した場合
- ③ 4年間奨学金の貸与を受けた者・・・5年間(60月)勤務した場合

(2) 疾病、災害、育児休業、介護休業その他の規程で定める特別の事情により勤務できなかった期間は従事必要期間に参入しないものとする。

(3)勤務した日が月に10日以下の場合は、1月とみなさない。

(奨学金貸与の終了と一括返済)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本規程の適用を中止し奨学金の貸付を打ち切りするものとする。同時に、奨学生はすでに貸与した奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括返済しなければならない。

- (1) 各種資格取得のための学校を退学した場合又は卒業が不可能となった場合
- (2) 心身の障害の為就学の見込みがなくなると認められる場合
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められる場合
- (4) 奨学生が、本規程による奨学金の貸与を自ら辞退した場合
- (5) 奨学生が死亡した場合
- (6) 奨学金を受けた職員が従事必要期間勤務せずに退職した場合
- (7) 奨学生が本規程に違反した場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みが無くなった場合

(入職辞退)

第12条 奨学生が卒業(必要な課程を修了)後、本規程の趣旨に反し、当法人に就職することができなかった場合は、貸与した奨学金を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに一括返済しなければならない。

(資格取得できなかった場合)

第13条 奨学生が卒業(必要な課程を修了)後、資格を取得できなかった場合は、1年間で限度に返済を延期できる。ただし、この場合引き続き資格取得の意思があり、なお且つ当法人への入職の意思がある者とみなし、これらの意思がない場合、あるいは本人の意思と関係なく不可能と認められる場合は、第12条と同様の扱いとする。

(遅滞利息)

第14条 奨学生は、正当な理由がなく第12条に定める奨学金を返済すべき日までにこれを返済しなかったときは、当該返済すべき日の翌日から返済の当時までの期間に応じ返済すべ

き額につき年 5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(特別事項)

第 15 条 奨学生が就学中に病気や死亡等やむを得ない事情が発生し就学が困難となった場合は、理事長の判断により、奨学金の返還について、その一部を減額し、又は全部を免除することができる。

2 奨学生が従事必要期間中に死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなった場合は、理事長の判断により、奨学金の返還額について、その一部を減額し、又は全部を免除することができる。

(報告義務)

第 16 条 奨学生は、毎年 4 月 30 日までに過去 1 年分(前年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで)の成績証明書を理事長へ提出しなければならない。また契約書の記載内容に変更が生じた場合はすみやかに報告しなければならない。

2 奨学生は、休学、停学、留年及び復学する際には、すみやかにその旨を報告しなければならない。

(奨学金台帳の作成)

第 17 条 理事長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式6)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合にはすみやかに記録し 5 年間保存するものとする。

(紛争)

第 18 条 貸与契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、法人の所在地を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第 19 条 本規程にない事案が発生した場合には、当事者間の協議を行った上で、理事長が判断する。

附則

この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

(様式1)

奨学金申請書

社会福祉法人なごみ会 理事長 様

私は、社会福祉法人なごみ会奨学金制度運用規程に基づき勉学に励み、卒業後、社会福祉法人なごみ会職員になることを希望し、奨学金貸与を申請します。

年 月 日

氏名 _____ ㊞

学校名 _____

住所 〒 _____

電話 _____

1. 貸付希望期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 本申請が承認された場合、契約書を取り交わします。

その際の保証人

氏名 _____ ㊞

住所 〒 _____

電話 _____

氏名 _____ ㊞

住所 〒 _____

電話 _____

3. 申請に際しての本人の決意

.....
.....
.....
.....
.....

(様式2)

振込口座届

社会福祉法人なごみ会 理事長 様

私に支給される奨学金は、下記の口座に振込んでいただくよう届け出ます。

年 月 日

氏名 _____ ⑩

学校名 _____

住所 〒 _____

電話 _____

記

1. 銀行名 _____

2. 本・支店名 _____

3. 口座番号 _____

4. 口座名義(ふりがな) _____

※口座名義は、奨学生本人名義の銀行口座を指定してください。

(様式3)

奨学金貸与決定通知書

年 月 日

様

あなたは、社会福祉法人なごみ会の奨学生として認め、奨学金を貸与することを決定し、下記の内容で奨学金を貸与します。

記

貸与金額 入学時:100,000円
在学中:50,000円(月額)
予定総額: 円

貸与期間 年 月 日 ~ 年 月 日

社会福祉法人なごみ会
理事長 山口 和 洋 ⑩

(様式4)

奨学金貸借契約書

社会福祉法人なごみ会を甲、借主_____を乙として、社会福祉法人なごみ会奨学金制度運用規程(以下「規程」という。)に従い、次のとおり奨学金貸借契約を締結する。

第1条 甲は、乙の奨学金として、入学時に10万円、在学中には毎月、月額5万円を貸与する。

貸与期間 年 月 日から 年 月 日

第2条 規程の主旨に鑑み、甲は乙の奨学資金として規程に基づき遅滞なく奨学金を貸与し、乙は勉学に励むことが、双方当事者としての責務である。

第3条 乙が規程第11条、第12条第13条に該当する場合は、貸与した奨学金をすみやかに一括返済しなければならない。

第4条 本契約書に記載がない事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合は、甲の決裁を受け、甲・乙双方が誠意をもって協議する。

第5条 連帯保証人は、この本件責務につき乙と連帯して履行の責に任ずる。

この契約の成立を証するために本証書4通を作成し、各自署名捺印して、うち1通を所持する。

年 月 日

甲 住所 長崎県五島市木場町493-1
貸主 社会福祉法人なごみ会
理事長 山口 和 洋 ⑩

乙 住所 _____
借主 _____ ⑩

連帯保証人 住所 _____
氏名 _____ ⑩

連帯保証人 住所 _____
氏名 _____ ⑩

(様式5)

奨学生 辞退 願

年 月 日

社会福祉法人なごみ会 理事長 様

このたび私は、以下の理由によりなごみ会奨学生を辞退したいので、ご了承くださいるようお願いいたします。

(辞退理由)

.....
.....
.....
.....
.....

なお、すでに貸与を受けていた奨学金(円)は、社会福祉法人なごみ会奨学金制度運用規程第 11 条に定められた期限までに返還いたします。

本人 住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人 住所 _____

氏名 _____ 印